

令和7年度「A-wood」需要拡大事業実施要領

(趣旨)

第1 「A-wood」需要拡大事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。）及び令和7年度「A-wood」需要拡大事業費補助金交付要綱（令和7年6月6日制定。以下「要綱」という。）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2 この事業は、県内施設の施工者に対し、県産材を使用することに対して支援を行うことで、木造化・木質化を推進し、県産材の需要拡大を図ることを目的とする。

(募集)

第3 募集は、県のホームページ等にて受付期間を提示して開始し、募集年度の12月28日（12月28日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）まで行うものとする。

ただし、第4で定める事業申込書による補助金申請予定額が当年度の予算額に達し次第、停止し、交付決定額が当該年度の予算額に達し次第、終了する。

(事業申込み)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、施主と工事請負契約を締結した後、施主から申込みに係る同意を取得した上で、第3の募集期間内において、事業申込書（第1号様式）に別表1に掲げる関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の事業申込書は、第3で定める期間中、先着順で受け付ける。ただし、同日に事業申込みが複数あり、当該年度の予算額を超えた場合には、1棟あたりの県産材の使用量が多い施設に係る申込みを優先する。

(交付予定者の通知)

第5 知事は、第4に規定する事業申込書を受理したときは、その内容を確認し、適当と認めた場合は、補助金交付予定者（以下「交付予定者」という。）とし、申込みをした者に通知するものとする。

(事業申込内容の変更及び辞退)

第6 交付予定者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに事業変更申込書（第1号様式）に別表1に掲げる関係書類を添えて提出し、事業変更通知を受けなければならない。なお、事業変更申込書の確認及び結果の通知については、第5に準じるものとする。

(1) 補助金申請予定額に増額が生じることが明らかになった場合

(2) 補助金申請予定額に2割以上の減額が生じることが明らかになった場合

- 2 交付予定者は、申込みを辞退する場合、速やかに辞退届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。なお、要綱第4第3項に定める期日までに補助金の交付申請がない場合は辞退したものとみなす。

（補助金の交付申請）

- 第7 交付予定者は木工事の完了後、速やかに、補助対象施設（以下「施設」という。）の所在地に応じて、別表2に掲げる機関の長（以下「所長」という。）に要綱第4に定める申請書を提出するものとする。ただし、複数棟まとめて申請する際に、二以上の出先機関の区域にまたがる場合は、知事に提出するものとする。
- 2 申請額の上限は、第4の事業申込書に記載した補助金申請予定額とする。なお、第6第1項で定める事業変更通知を受けた者については、補助金交付申請額の上限は、事業変更申込書に記載した補助金申請予定額とする。

（県産材使用状況の確認）

- 第8 交付予定者は、県産材の使用状況が確認できる写真を撮影し、交付申請書に添付しなくてはならない。
- 2 所長は、構造材など交付申請時点で確認できない木工事がある施設について、中間確認を行うことができるものとし、交付予定者は、これに協力するものとする。
- 3 所長は、補助金の交付申請があったときは、県産材納品書及び写真により県産材の使用状況を確認するほか、中間確認を行っていない施設の中から無作為に抽出した施設について、現地確認を行うこととする。なお、やむを得ない事情により、写真で県産材の使用状況が確認できない施設については、必ず現地確認を行うこととする。

（補助金利用上の条件）

- 第9 補助金の交付を受けた者は、次の事項を承諾するものとする。
- （1）この事業の目的について、積極的に広報すること。
- （2）工事現場等を見学会などのPRの場として提供すること及び写真の提供等について、県から依頼があった場合、協力に努めること。
- （3）県が、県産材に関するアンケート等を実施する場合は、調査に協力すること。
- （4）補助金の交付を受けた翌年度以降も、補助金の有無にかかわらず県産材の使用に努めること。

（その他）

- 第10 この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表 1（第 4 及び第 6 関係）

（１）工事請負契約書の写し（事業申込者と施主が同一の場合は、確実な工事の実施を担保する書類の写し） （２）県産材の使用予定状況又は使用予定数量が確認できる書類 （３）その他、知事が必要と認める書類

別表 2（第 7 関係）

補助対象施設の所在地	提出する出先機関
青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	青森県東青農林水産事務所林業振興課
弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村	青森県中南農林水産事務所林業振興課
八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	青森県三八農林水産事務所林業振興課
五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町	青森県西北農林水産事務所林業振興課
十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村	青森県上北農林水産事務所林業振興課
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	青森県下北農林水産事務所林業振興課

令和7年度「A-wood」需要拡大事業（変更）申込書

青森県知事 殿

令和7年度「A-wood」需要拡大事業実施要領第4（変更の場合は第6）の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1 申込者の情報

名称			電話番号		
代表者氏名			メールアドレス		
住所	〒	-	市 町・村		

2 事業の内容

施工地		市 町・村									
施工内容	記載例：木造住宅新築、店舗内装、事務所増築 など					棟					
木工事	着手 (予定)日	令和	年	月	日	完了 予定日	令和	年	月	日	
県産材の納入元である製材工場名	注) 複数ある場合は全て記入										
他事業と併用した場合はその事業名											

3 補助金申請予定額（補助金申請変更予定額）

(変更) 予定額		円	県産材使用 (変更) 予定量		m ³
----------	--	---	-------------------	--	----------------

4 添付書類

必須	☐ 工事請負契約書の写し (事業申込者と施主が同一の場合は、確実な工事の実施を担保する書類の写し)
	☐ 県産材の使用予定状況又は使用予定数量が確認できる書類
申込時に提示する書類 (添付して提出することとも可能)	☐ 建設業の許可証 [写し可]

(注)

- 1 補助金を受け取るためには、補助金交付申請書に必要書類を添付して、2月28日（2月28日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日）までに別表2に掲げる機関の長に提出してください。
- 2 補助金申請予定額が、補助金交付申請の上限額です。
- 3 補助金交付申請の際、申込時に比べ県産材使用量が下回った場合は、補助金額を減額します。
- 4 建築計画の変更により、補助金申請予定額の増額を希望する場合は、あらかじめ変更申込書を提出し交付予定者変更通知を受ける必要があります。
- 5 申込者は、施主に対し補助金交付申請に係る同意を得たことの証明となる同意書等の保管を行ってください。
- 6 県産材使用量の下限：1 m³/棟（1 m³に満たない場合は申し込みができません。）
県産材使用量の単位：小数点第2位（小数点第3位以下を切捨て）まで記入してください。
なお、県産材使用量は、プレカット前の材積で記入することが可能です。
補助金申請予定額：千円未満を切り捨てた額を記入してください。
- 7 他事業（国、県、市町村等の補助事業）と併用する場合、事業名を記入してください。
- 8 変更申込を行う場合は、下線を引くなど変更箇所が分かるように記載し、補助金申請変更予定額及び県産材使用変更予定量については、変更後の総額（総量）を記入してください。

第2号様式（第6関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

（届出者）住所
名称
代表者氏名

令和7年度「A-wood」需要拡大事業辞退届

令和 年 月 日付けで標記事業の交付予定者の通知を受けましたが、
下記の理由により辞退したいので、令和7年度「A-wood」需要拡大事業実施要領
第6第2項の規定に基づき届け出ます。

記

辞退の理由